

# 全国一般2016春闘スタート

長崎地本

速報 六十四号 十六年二月十八日

## 地方労組委員会開催

全国一般長崎地方労組は、2月14日、長崎地区労働福祉会館で第1回委員会を開催し当面する2016春闘方針を決定した。

委員会は木下副委員長の司会で開始。冒頭、議長に加世田書記次長を選出し、中嶋委員長が春闘を巡る情勢に触れ、「大手組合はすでに昨年要求額を大幅に減らし、組合によっては半分のところもある。」

一方経営側は、月例賃金の引上げはあくまで慎重で一時金も含めて年間総所得で対応する慎重姿勢は崩していない。最近の、急激な株の暴落、円高を口実にし渋ることが予想される。

3月16日の大手組合集中回答は大方予想が付く。我々、中小労働者は、定期昇給もない。年々厳しくなる生活、将来不安を切り抜けるため春闘に全力をあげよう。

また、夏の参議院選挙では安倍内閣の暴走を止め、日本の平和と民主主義、労働者の生活を守るため何としても与党を過半数割れに追い込み、安倍内閣を退陣に追い込む。

そのためには、参議院選比例区は『吉田ただとも』（社民党党首）の再選と、遅れているが近々決定される長崎選挙区候補の勝利に全力を。」と、厳しい中で闘う決意を表明した。

続いて種村書記長が2016春闘方針を提案し、佐合同藤戸代議員、諫早中企労池田代議員の補強意見を受けて全会一致で採択し、藤戸副委員長の閉会挨拶と団結ガンバロウで閉会した。

中小労働者の現状は、先に実施したアンケート集計によると、全国の平均賃金は214,653円、長崎地方労組208,777円で5,876円の差がある。また、組合員の生活は、一年前と比較して「苦しくなった」、「変わらない」が96%を占め、そのために、家族総出で働き生活をやり繰りしている実態が浮き彫りになっている。さらに、貯金の取り崩し、一時金での生活費の補填、借金でのやり繰りが顕著である。全力で頑張ろう。

## 1、決定した地方労組の賃上げ要求基準

- ① 定期昇給保障分 4,500円
  - ② 生活維持向上分 7,200円
  - ③ 規模・地域間格差是正分 8,300円
- 20,000円

基本給引上げ要求を20,000円に設定する。

## 2、年齢別最低賃金基準

18歳	155,700円	35歳	217,700円
25歳	178,700円	45歳	252,700円

## 3、パート時給引き上げ

時給50円以上または絶対額1,000円以上とする

## 4、企業内最低賃金の協定化

- ① 月額 154,300円
- ② 日額 7,720円
- ② 時給 1,000円

## 5、その他職場要求は「統一要求モデル」を参考に、職場の実態を考慮し要求する。(裏面)

## 6、要求提出3月2日回答指定日3月16日を目途とする。

## 全国一般第1回委員会



## 【今後の予定】

- ・3月1日 3・1ビキニデー各地区集会
- ・3月4日 自治労長崎県本部臨時大会（勤労福祉会館）
- ・3月5日 連合春闘総決起集会（江戸町公園）
- ・3月5日、12日 長崎地区労春闘街宣（鉄橋）
- ・3月6日 さようなら原発ながさき集会（長崎平和会館）
- ・3月7日 佐合同ネックス分会県労委第3回委員調査

発行・全国一般長崎地方労働組合 連絡先・諫早市宇都町30-30

TEL 0957 23 5212 FAX 0957 23 4558 ・長崎連絡先・095 828 1550（ファックス兼用）

Eメール [n-tihon@dream.ocn.ne.jp](mailto:n-tihon@dream.ocn.ne.jp)

HP <http://www7.ocn.ne.jp/~ntihon/ntihon.htm>

2016春闘における全国一般統一要求は、以下の内容で設定する。

	要 求 項 目	要 求 の 内 容	法 定
労働時間短縮	年間労働時間 週休二日制 休日・休暇 年次有給休暇	年間 1,800 時間の実現、年間 2,000 時間の到達 変形労働時間制については、労使協定を必ず締結する 完全週休二日制の実現 年間休日 104 日の以上の実現 国民の祝祭日 16 日の有給休日化 メーデーの有給休日化 永年勤続（リフレッシュ休暇） 誕生日など（パーソナル休暇） 入社初年度 10 日、勤続 1 年 15 日 勤続 1 年につき 2 日増、最高 25 日 年休取得率の向上（100%化）	1 日 8 時間 週 40 時間 勤続 6 ヶ月で 10 日 勤続 1 年 6 ヶ月で 11 日 労使協定による時間単位の 年休取得（2010 年 4 月施行）
	時間外労働規制	36 協定の締結 年間 150 時間 3 ヶ月 50 時間 4 週 24 時間 1 日 2 時間の規制 特別条項規定は、「時間外労働の限度に関する基準」 の改正にともなう規制を行うこと。また極力廃止する ノー残業デー・ウイークの設定 ・時間外労働月 45 時間以下は割増率 30%以上、月 45 時間超える場合の割増率は 50%以上 ・休日労働割増率 50%以上	時間外労働が月 60 時間超える 場合の割増率は 50%以上 （2010 年 4 月施行、但し中小 企業は当分の間、適用猶予） 法定休日 35%
	定 年 制 度 退職金増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳まで定年延長するか、または最低でも希望者全員を 65 歳まで継続雇用とすること</li> <li>・ 無年金となる 60 歳以降の賃金については、退職時賃金の 100%保障を基本とすること</li> <li>・ 60 歳以降の再雇用者について、更新拒否や選別を許さず、賃金・一時金などの処遇の改善を進め、組合員化に取り組む</li> <li>・ 定年退職・会社都合退職金は 20 年勤続で 800 万円以上 30 年継続で 1,500 万円以上              自己都合勤続 1 年につき 1 ヶ月分以上              中小企業退職金共済事業団への加入促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正高年齢者雇用安定法により、65 歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入</li> <li>・ 継続雇用制度対象選別基準に関する労使協定(9 条 2 項)は廃止されたが、65 歳未満で厚生年金の報酬比例部分を支給される労働者は選別基準の対象とする経過措置を改正法は認めているが、年金を満額支給される 65 歳までの雇用確保を求め、経過措置は利用しない              （2013 年 4 月施行）</li> </ul>